

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

---

第1問 (配点：20点〔各4点〕)

以下の記述のうち、正しいものは○、誤っているものは×を解答用紙に記入しなさい。

- (1) 訴訟能力を欠く者のした訴訟行為は、はじめから無効とされる。
- (2) 弁論準備手続は、口頭弁論であるので、手続を一般公開しなければならない。
- (3) 選定当事者が受けた判決の効力は、選定者に対しても及ぶ。
- (4) 補助参加の申出に対して当事者から異議がない場合でも、裁判所は、補助参加の利益の有無を判断しなければならない。
- (5) XがYに対してA請求とB請求とを併合して定立しており、第一審裁判所が、A請求を棄却し、B請求を認容したところ、Yのみが上訴をした場合、AB両請求についての判決の確定が遮断され、控訴審へ移審する。

第2問 (配点：10点)

以下の問(1)、(2)に答えなさい。

問(1) (配点：5点)

判例によれば、確認の利益が認められる訴えはどれか。正しいものを1つ選び、記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア：遺言者生存中に提起された、遺言無効確認の訴え
- イ：賃貸借契約終了前に提起された、敷金返還請求権の存在の確認を求める訴え
- ウ：共同相続人間における具体的相続分についてその価額又は割合の確認を求める訴え
- エ：給付請求の反訴が提起された債務不存在確認の本訴

問(2) (配点：5点)

Aが、Bの所持する文書につき、文書提出命令を申し立てたとする。以下の文書のうち、提出義務がないものはどれか。正しいものを1つ選び、記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア：AがBに対し、その引渡し又は閲覧を求めることができる文書
- イ：Aの利益のために作成された文書
- ウ：AとBとの間の法律関係について作成された文書
- エ：専らBの利用に供するための文書

第3問 (配点：20点)

「訴えの取下げ」と「請求の放棄」は、どちらも訴訟を終了させる原告の行為であるが、その効果はどのように異なるか、説明しなさい。

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

---

第4問 (配点：50点)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

Xは、平成30年6月5日に、Yを被告として、貸金返還請求訴訟を提起した。訴状の送達を受けたYは、弁護士Aを訴訟代理人として選任した。

第1回口頭弁論期日において、Xは、「Xは、平成29年5月22日に500万円をYに貸し付け、その際に、返還時期を平成30年5月1日とすることで合意した」と主張した。これに対し、Aは、同期日において、「Yが、平成29年5月22日に500万円をXから受け取ったことは認めるが、これは借りたのではなく、XがYに対して負っている債務の弁済として支払われたものである」と主張した。

問(1) (配点：30点)

裁判所は、審理・判断に際し、「Yは、平成29年5月22日に、Xから500万円を受け取った」という主張に拘束されるか、検討しなさい。

問(2) (配点：20点)

第2回口頭弁論期日の直前にYが死亡し、Yには唯一の相続人Zがいるとする。この場合の当事者の交替および手続の中断について、説明しなさい。